

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく
令和二年度の単位掛金額（告示）について（概要）

1. 告示の趣旨

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入する経営者（社会福祉法人等）は、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第15条の規定に基づき、退職手当金の支給に要する費用として、毎事業年度、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に掛金を納付するとされている。
- 当該掛金の額（単位掛金額）については、社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和36年政令第286号）第7条に基づき、毎年度厚生労働大臣告示で定めることとされており、今回、令和二年度の単位掛金額を定めるもの。

2. 告示の内容

- 令和二年度の単位掛金額は、平成三十一年度から引き続き44,500円とする。

3. 告示日等

告示日：令和2年3月31日

適用期日：令和2年4月1日